

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ その他 ）

No	7	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税		
要望項目名	家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>扶養控除の見直しが行われる際には、現行の扶養控除や特定扶養控除が家庭の教育費負担の軽減に資している現状を踏まえ、より一層負担が軽減されるよう、税制上の配慮を行う。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第23条第1項第8号、第34条第1項第11号、第4項、第37条 第292条第1項第8号、第314条の2第1項第11号、第4項、第314条の6</p>		
要望理由	<p>我が国の教育費の私費負担割合は諸外国と比較して高く、また、内閣府「社会意識に関する世論調査」調査によると、子育ての辛さの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた者の割合が、全体の4割を超え、全10項目中第1位となっており、また、その割合が一貫して増加傾向（16年：39.1% → 17年：39.2% → 18年：39.8% → 19年：42.4% → 20年：45.8%）にあるなど、教育費に対する国民の負担感が非常に大きいことが明らかになっている。</p> <p>また、現行の扶養控除やその上乗せ措置である特定扶養控除は、これまで、教育費を含めた経済的負担の軽減に一定の役割を果たしてきた。仮に所得税・住民税において扶養控除及び特定扶養控除が単純に廃止され、代替の軽減措置が全く導入されなかった場合、平均的な家庭（世帯主50歳～59歳、年収約730万円（出典「平成20年国民生活基礎調査」）、夫婦と高校生と中学生の子ども2人）では約18万円の増税になり、国民の負担が増加することになる。</p> <p>以上の状況を踏まえれば、扶養控除の見直しが行われる際には、現行の扶養控除や特定扶養控除が家庭の教育費負担の軽減に資している現状を踏まえ、より一層負担が軽減されるよう、税制上の配慮を行うことが必要である。</p>		
減収見込額	(初年度)	－ (247,405)	(平年度) ー (247,405) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税における扶養控除制度、特定扶養控除制度</li> </ul> </li> <li>・ 融資、補助金その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業 【平成21年度予算額 130,899百万円】</li> <li>国立大学法人運営費交付金 【平成21年度予算額 1,169,520百万円】</li> <li>私立大学の経常費補助 【平成21年度予算額 321,782百万円】 (うち、授業料減免等支援 【平成21年度予算額 2,500百万円】)</li> <li>私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助 【平成21年度予算額 103,850百万円】 (うち、授業料減免等支援 【平成21年度予算額 677百万円】)</li> </ul> </li> </ul>	

<p>要望</p> <p>22年度の</p>	<p>・国税          国税（所得税）についても、平成22年度税制改正          において同内容の措置を要望。</p>	<p>・融資、補助金その他          高校の実質無償化          【平成22年度概算要求 462,375百万円】          国立大学法人運営費交付金          【平成22年度概算要求 1,170,786百万円】          私立大学の経常費補助          【平成22年度概算要求 322,182百万円】          私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助          【平成22年度概算要求 104,293百万円】          （うち、授業料減免等支援          【平成22年度概算要求 1,120百万円】）          大学奨学金等の充実にむけた無利子奨学金貸与人員の増などの取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する。          【事項要求】</p>
<p>過去の          要望経緯</p>	<p>・平成10年度 特定扶養控除の拡充          ・平成11年度 特定扶養控除の拡充          ・平成13年度 教育費に係る負担軽減のための税制上の配慮          ・平成19年度 扶養控除の見直しによる家庭の教育費負担の軽減のための税制上の配慮          ・平成20年度 特定扶養親族に係る教育費控除制度の創設          ・平成21年度 家庭の教育費負担の軽減（特定扶養控除の拡充等）</p>	
<p>本要望に          対応する          縮減案</p>		

